

日本労働年鑑 第27集 1955年版
The Labour Year Book of Japan 1955

第三部 労働政策

第三編 労働組合対策

第三章 義務教育学校職員法案と教員の政治活動制限の動き

第二節 教員の政治活動制限の動き

教員の政治活動を制限する措置については自由党首脳部や大達文相が強い意見をもっていたが、文部省では九月はじめ法案作成の準備をはじめた。いわゆる山口県の小生日記事件などを理由としてはいたが、日教組の運動とくにその選挙活動を制限しようとするものであることは明かであった。そのためにはいくつかの方法が考えられるが、地方公務員法第三六条但書の削除が有力に検討されたといわれる。すなわち同条但書で保証されている選挙運動、署名運動などを禁止する方法である。

(地方公務員法第三十六条)

(1)職員は政党その地の政治的団体の結成に参与し、もしくはこれらの団体の役員となつてはならず、またこれらの団体の構成員となるように、もしくはならないように勧誘運動をしてはならない。

(2)職員は、特定の政党その他の政治的団体または特定の内閣もしくは地方公共団体の執行機関を支持し、またはこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙または投票において特定の人または事件を支持し、またはこれに反対する目的をもって、左に掲げる政治的行為をしてはならない。

但し公立学校に勤務する職員以外の職員は、当該職員の属する地方公共団体の区域外において、公立学校に勤務する職員はその学校の設置者たる地方公共団体の区域外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。

- 一、公の選挙または投票において投票をするように、またはしないように勧誘運動をすること。
 - 二、署名運動を企画し、または主宰する等これに積極的に参与すること。
 - 三、寄付金その他の金品の募集に参与すること。
 - 四、文書または図画を地方公共団体の庁舎、施設等に掲示し、または掲示させ、その他地方公共団体の庁舎、施設、資材または資金を利用し、または利用させること。
 - 五、前各号に定めるものを除くほか、条例で定める政治的行為。
- (以下略)

九月二二日の閣議で大達文相は日教組の動向などを報告したが、木村保安庁長官は「日教組の政治的偏向」をとりしめる措置をとるべきだと発言、閣議はこれを了承した。九月二八日開かれた中

央教育審議会でも、小汀利得らから教員の政治活動をとりしめるべきだという発言があり、それに関する小委員会をもうけることになった。一〇月二六日開かれたその総会でも、前田多門、天野貞祐の両氏が、とくに東大教育学部の諸教授が日教組の政治的偏向を甘やかしていると非難し、河原春作、八木沢善次などもこれに同調したが矢内原東大総長はこれを反ばく、教育学部としては教育の民主化と日教組の教育研究活動の指導という二つの点から努力していると主張した。しかし全体として教員の政治活動を禁止しようとする空気がつよかった。

以上のような情勢から、その法案が明年早々休会明けの通常国会に提出されることは必至とみられるに至ったが、その方法は前記地方公務員法第三六条第二項但書の削除よりは、教育公務員法特例法の改正によるとする意見がつよくなってきた。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
